

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業の推進に当たり、効果的な運用を期するため、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会（以下「推進懇話会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者計画」とは、本市が定める老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）をいう。

(所掌事務)

第3条 推進懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置、運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) 介護保険法第115条の48第2項の規定による支援体制に関する検討をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、高齢者計画に必要なこと。

(組織)

第4条 推進懇話会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる者の中から市長が委嘱する。

3 前項に規定する委員のうち公募市民の委員は、市民の意見を反映するため、佐倉市内に1年以上在住する者を公募するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、推進懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と議長が認める場合は、公開しないものとする。

2 推進懇話会の会議は、会議録を作成し、インターネットの佐倉市ホームページへの登載により公開する。

(検討会の開催)

第9条 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高齢者福祉検討会 市町村老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

(2) 介護保険検討会 市町村介護保険事業計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること（第4号に定める事項を除く。）。

(3) 事業者選考検討会 高齢者計画に基づく施設の整備を伴うサービスを提供する事業者の選考に関すること。

(4) 認知症対策検討会 介護保険法第5条の2第3項に規定する認知症に関する施策の総合的な推進に関すること。

2 前項第1号から第3号までに掲げる検討会の委員は、委員のうちから会長が選定する。

3 第1項第4号に掲げる検討会の委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 第5条の規定は検討会の任期について、第6条の規定は検討会の会長及び副会長について、第7条及び前条の規定は検討会の会議について準用する。

5 前項の規定にかかわらず、委員は、事業者選考検討会の会議において自己若

しくはその親族又は自己と特に利害関係のある者に係る審議に加わることができない。

(委員謝礼金)

第10条 推進懇話会の委員謝礼金は、別表第2に掲げる額とする。ただし、検討会においては、いずれも同表の区分の欄に定める委員の謝礼金の額を適用する。

(事務局)

第11条 推進懇話会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日決裁 20佐高第596号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月15日決裁 25佐高第103号)

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則 (平成27年9月1日決裁 27佐高第758号)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月15日決裁 27佐高第1197号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月5日決裁 佐高第1008号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

推 進 懇 話 会	分野	選 出 区 分	定数 1 4 人
	医療	1 医師	1 人
		2 歯科医師	1 人
	福祉	3 社会福祉協議会	1 人
		4 民生委員・児童委員	1 人
		5 ボランティア団体	1 人
		6 高齢者クラブ	1 人
	介護	7 施設介護サービス事業者	1 人
		8 在宅介護サービス事業者	1 人
	市民	9 公募市民	5 人
	学識	10 学識経験者	1 人

別表第 2（第 1 0 条関係）

区 分		謝礼金の額
推 進 懇 話 会	会 長	日 額 8, 1 0 0 円
	副 会 長	日 額 7, 6 0 0 円
	委 員	日 額 7, 6 0 0 円